

発行日
価格

最低額面金
額替単位

用 振 の 法 発 号
等 替 条 律 行 称
及 法 項 及 の 及
の び 根 ひ 記
適 そ 抠 ひ 記

○財務省告示第二百三十四号
個人向け国債の発行等に関する
年財務省令第六十八号（第四
基づき、平成二十三年六月十
向け国債の発行条件等を次の
平成二十三年七月五日

財務大臣
野田佳彦

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

(一) 式 次 う 中 年 途 日 本 銀 行 の 本 店 又 は 支 店 平 成 二 十 六 年 六 月 十 五 日 及 び 十 二 月 十 五 日 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。 前 六 月 間 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
毎 年 六 月 十 五 日 に つ き 百 円 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
入 に て の 出 金 額 は 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
経 過 し た 金 額 は 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
利 子 と 一 円 と し て 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
子 に す る 金 額 は 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
相 当 す る 金 額 は 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
す る だ な い は 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
金 額 は 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
は 受 け 合 い て 、 そ の 算 式 に お い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零と/orする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.24}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

×
365

(二) 平成二十四年十二月十五日

以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

害とつ條法のみのと受けると
救するの律、居き益る号に
助るは十第地住するにはその相
法。、九六方特別障害者を含む。
(昭和第十自治法町村続人扶養
一には指第百二十條の四第一項
二お當定二和別、死託契に規約
法て市市五十区又亡契約の規定
律、のに十二年をははそた年含
第災区あ二年含

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債の中途換金を請求する人十人向けることができるものとし、そその買取金額は、次の区分に応じ、(一)金額ととする。

前ままでの間の場合
から平成二十三年十二月十五日

前ままでの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二)

場合
の金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行

日本銀行